

第6 意見

今回の監査の実施を通じて、特に留意されるべき事項について、次のとおり意見を述べる。

第一に、指定管理者制度ガイドラインに即した適正な施設運営を行うことである。

指定管理者が加入していた施設賠償責任保険及び第三者責任保険について、指定管理者制度ガイドラインで定める基準を下回る補償額となっていたものがあった。当該保険は指定管理者において毎年度新規に契約しているが、契約内容の確認を区が適切に行っていなかったため、不適切な内容の契約が毎年繰り返されていた。さらに、同様に本監査の対象となった指定管理者5団体のうち4団体の所管は、毎年契約内容の確認を行っていなかった。

昨年度も、伝達注意事項として同様の指摘を行ったが、全庁的な改善には至っておらず、今後の対応について注視していきたい。

区は、万が一の事故の際に責任を問われかねない事例として重く受け止め、指定管理者任せにすることなく、施設の管理主体としての目的意識を高める必要がある。

毎年度当初に契約を確認する必要があるが、特に指定初年度においては十分な確認を行うよう、全庁的に事務手続きを見直し、施設管理が指定管理者制度ガイドラインの趣旨に沿った適正なものとなるよう取り組まれない。

第二に、指定管理者におけるコストの透明性を高めることである。

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに効果的に対応するため、民間の創意工夫を生かした公の施設の管理を行い、住民へのサービス向上とコスト削減を図ることである。導入効果を測定するためには、サービスの定量的な評価とコストの適切性を検証する資料の充実を図る必要がある。そのうえで、いくつかの課題が見られた。

まず、指定管理者に対し、精算が必要な施設管理とともに、精算が不要な個別事業の委託を行っている場合、重複する人件費など、共通費の按分割合が明示されていない事例があった。指定管理と個別の委託事業が混在する場合、経費の適切性を検証するうえで記載が必要である。

また、収支報告書に対応した貸借対照表や現預金残高の記帳が行われていない事例があった。施設の財務諸表は施設運営上のリスクを把握するうえで必要な資料となる。区と指定管理者が連携し、資料の拡充を求めたい。

さらに、収支報告書において、法人管理経費（本部費用）が委託料に含まれ、内訳が記載されていないものがあった。記載があっても算出方法にばらつきが見られた。そもそも区が指定管理者へ支払う費用は公費であり、その用途は透明性が求められる。区で参考の算出基準を持つことも含め、法人管理経費（本部費用）を記載するよう求めたい。

最後に、区が出資している株式会社まちづくり中野21について触れたい。

今回の監査は令和5年度の状況に対して実施しており、現時点の中野駅新北口駅前エリアにおける市街地再開発の事業計画においては、株式会社まちづくり中野21に監査上の課題は特に見られなかった。しかしながら、同事業計画は、急激な建設費高騰により計画の見直しが公表されていることから、将来的に予定されている団体解散と清算の状況が不透明となっている。区の財政にも大きな影響を及ぼすことが考えられることから今後の動向を注視したい。